

〔平成 23 年 7 月 1 日〕 会員の企業情報の開示に関する規則 一部改正

《114 ページ》

新	旧
<p>(開示資料の作成及び開示)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 会員は、別紙 2 の月次ディスクロージャー項目記載要領 (以下「月次記載要領」という。) に基づき、<u>商品先物取引法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する国内商品市場における取引に関する開示資料</u> (以下「月次開示資料」という。) を各月ごとに翌月 <u>20</u> 日までに作成しなければならない。</p> <p>3 会員は、年次開示資料及び月次開示資料 (以下「開示資料」という。) をそれぞれの作成締切日までに<u>次のいずれかの方法により開示</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置く。</u></p> <p>(2) <u>ホームページに掲載する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(開示資料の作成及び開示)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 会員は、別紙 2 の月次ディスクロージャー項目記載要領 (以下「月次記載要領」という。) に基づき、取引に関する開示資料 (以下「月次開示資料」という。) を各月ごとに翌月 <u>15</u> 日までに作成しなければならない。</p> <p>3 会員は、年次開示資料及び月次開示資料 (以下「開示資料」という。) をそれぞれの作成締切日までに<u>本店、支店その他の営業所に備え置くとともに、会員のホームページに掲載することにより開示</u>しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 (略)</p>

年次ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
1. 会社の概況	〔顧客が取引の委託先又は相手方となる商品先物取引業者を選択する際に有益な情報となる会社の概況について、毎事業年度末現在で作成する。〕	
*① 商号、許可年月日等	<p>商号又は名称、本店の所在地、電話番号、代表者役職・氏名、許可年月日、加入する商品先物取引協会及び委託者保護基金の名称を記載する。</p> <p>会社の設立日から当該事業年度末現在までの間における、商号や商品先物取引業の変遷、支店その他の営業所又は事務所の開設等につき簡潔に記載する。</p>	年表形式で作成することができる。
*② 事業の内容	<p>当該事業年度末の経営組織、商品先物取引法（以下「法」という。）第 2 条第 22 項各号に掲げる行為に係る業務の種類及び兼業業務の状況について簡潔に記載する。</p> <p>委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている場合には、その相手方となる商品先物取引業者等の商号又は名称を、店頭商品デリバティブ取引においてカバー取引を行っている場合には、その相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名を記載する。また、商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者である会員は、商品先物取引仲介業者の商号又は名称を記載する。</p>	組織図、商品取引所別や店頭商品デリバティブ取引の対象商品を一覧表で作成することができる。
③ 営業所、事務所 の状況	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称、所在地、電話番号を記載する。	
④ 財務の概要	<p>当該事業年度末における主要な財務指標について記載する。なお、経過年度分を併記することを妨げない。</p> <p>(a) 資本金</p> <p>(b) 営業収益</p> <p>(c) 受取手数料</p> <p>(d) トレーディング損益</p> <p>(e) 経常損益</p> <p>(f) 当期純損益</p> <p>(g) 純資産額規制比率</p> <p>$\frac{\text{純資産額} ()}{\text{リスク額} (*)} \times 100$ (*「純資産額」は、商品先物取引法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定によ</p>	

開示項目	記載要領	備考
*⑤ 発行済株式総数	<p><u>り算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出する。)</u></p> <p>当該事業年度末における発行済株式の総数を記載し、<u>金融商品取引所に上場している場合には、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載する。</u></p>	
*⑥ 上位 10 位までの株主の氏名等	<p>当該事業年度末における株式の保有数の上位 10 名について、氏名又は名称、株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合を記載する。</p>	
*⑦ 役員 の 状況	<p>当該事業年度末における役員について、氏名、役職名、<u>代表権の有無及び常勤・非常勤の別</u>を記載する。なお、社外監査役については、その旨を注記する。</p>	
*⑧ 役員及び使用人の数	<p>当該事業年度末における<u>役員及び使用人の総数、そのうちの登録外務員数を記載する。なお、役員については、非常勤の役員数をうち数として記載する。</u></p>	
2. 営業の状況	<p>[顧客に有益な商品先物取引業務に係る情報について、毎事業年度末現在で作成する。]</p>	
*① 営業の経過及び成果	<p>当該事業年度における営業の状況について、受取手数料及び<u>トレーディング損益の状況を区分して概括的に説明し、それぞれの収益金額の内訳及び取引所取引にあつては年間売買高を記載する。なお、兼業業務については、任意に記載する。</u></p>	
② 取引開始基準	<p>商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 2 項の規定により、<u>対面取引、電子取引等の各社が定めている取引開始基準</u>を記載する。</p>	
③ 顧客数	<p>当該事業年度末における<u>顧客数</u>を記載する。</p>	
3. 経理の状況	<p>[顧客その他商品先物取引業者と取引関係のある者に有益な財務関連情報について、毎事業年度末現在で作成する。]</p>	
*① 貸借対照表		
*② 損益計算書		
*③ 株主資本等変動計算書		
*④ 個別注記表	<p>「会社計算規則」第 98 条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して開示する。</p> <p>一 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>「会社計算規則」第 98 条</p> <p>「会社計算規則」</p>

開示項目	記載要領	備考
*⑤ 監査に関する事項	<p>会社が現に採用している有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理方法、引当金及び特別法上の準備金の計上基準、営業収益の計上基準、その他貸借対照表及び損益計算書の作成のための重要な会計方針について記載する。</p> <p>二 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳、(株)日本商品清算機構へ預託している有価証券の内訳、<u>分離保管</u>されている資産の保管先と保管されている金額、商品取引責任準備金の説明、委託者先物取引差金の説明、主な外貨建て資産の内訳等、貸借対照表に係る注記事項を記載する。</p> <p>三 損益計算書に関する注記 受取委託手数料・売買損益の内訳、他の商品先物取引業者に委託している自己取引の値洗損益の状況等、損益計算書に係る注記事項を記載する。</p> <p>公認会計士の監査を受けている場合は、その旨を記載する。ただし、有価証券報告書をもって開示資料に代えている会員については、監査報告書を含めて開示する。</p>	<p>第101条</p> <p>「会社計算規則」第103条</p> <p>「会社計算規則」第104条</p>

(注) *を付した項目は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書をもって代えることができる。

別紙2

月次ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
取引関連項目	〔顧客に有益な情報となる国内商品市場における取引の数量等について、毎月作成する。〕	
① 月間売買高	各商品ごとの売買枚数について自己・委託別に記載する。	
② 月末建玉状況	各商品ごとの月末現在の建玉数について、自己・委託別に記載する。	